

＜一般委託＞

令和2年度環境影響評価事後調査業務委託(一般委託)仕様書

令和2年度環境影響評価事後調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	神奈川県環境影響評価条例に基づき、横須賀ごみ処理施設に係る事後調査(施設稼動に伴う煙突排ガス、騒音・低周波音、悪臭、景観及び道路沿道における大気、騒音、振動調査等)を行い、事後調査報告書を作成する。
2	履行期間	契約日から令和3年3月16日
3	施行場所	横須賀市長坂5丁目1番1号 横須賀ごみ処理施設周辺
4	業務内容	別紙特記仕様書のとおり
5	特記事項	別紙特記仕様書のとおり
6	関係法規	神奈川県環境影響評価条例
7	資格要件	① 平成22年4月1日以降、神奈川県環境影響評価条例(昭和55年10月20日 神奈川県条例第36号。以下「県条例」という。)、またはそれに相当する都道府県、政令市の条例で規定される事後調査報告書作成業務(県条例第68条に規定する事後調査報告書の作成業務を含み、かつ道路沿道における大気汚染、騒音、振動に関する項目を含むこと)、または国及び高速道路株式会社(平成16年6月法律第99号)に基づく特殊会社(首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社)が実施する道路沿道における大気汚染、騒音及び振動等の調査報告書作成業務の契約を元請けとして締結し完了した実績があること。 ② 計量法に基づく計量証明事業の資格(濃度・音圧レベル・振動加速度レベル)を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市資源循環部資源循環施設課 伊藤 046(822)8530

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

令和2年度環境影響評価事後調査業務委託特記仕様書

1 業務の目的

この業務は、「神奈川県環境影響評価条例(昭和55年10月20日神奈川県条例36号)」(以下、県条例という。)第68条により「横須賀ごみ処理施設環境影響予測評価書：平成26年7月」(以下、「予測評価書」という。)に示す事後調査の計画に基づき、横須賀ごみ処理施設(以下、「施設」という。)の建設後の稼働に伴う、煙突排ガス、ごみ収集車等(以下、「関係車両」という。)の走行及び景観についての環境影響を調査し、その結果を事後調査報告書として取りまとめることを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、横須賀市(以下、「甲」という。)が受託者(以下、「乙」という。)に履行させる「令和2年度環境影響評価事後調査業務委託」(以下、「本委託」という。)に適用する。

3 総括事項

本委託の履行にあたっては、本仕様書のほか、予測評価書、神奈川県条例、神奈川県環境影響評価条例施行規則、神奈川県環境影響評価技術指針及び甲の契約規則の適用を受けるものとする。

4 法令等の遵守

乙は本委託の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5 現場代理人及び技術者の配置

乙は本委託の履行にあたり、現場代理人及び技術者を定め甲に届け出るとともに甲の承認を受けるものとする。当該業務の技術者は、技術士法に規定する技術士(総合技術監理部門(選択科目が建設-建設環境又は環境-環境影響評価に限る。))又は建設部門(選択科目が建設環境に限る。))又は環境部門(選択科目が環境影響評価に限る。))又はシビルコンサルティングマネージャー(RCCM:登録部門が建設環境に限る。)の資格を有する者を配置すること。また、現場代理人と技術者は互いにこれを兼ねることができる。

6 業務内容

(1) 調査手法

令和元年度に建設を終了する施設の稼働に伴う煙突排ガス、関係車両の走行及び景観についての環境影響を調査するため、予測範囲内において、煙突排ガスによる大気汚染評価物質濃度、施設騒音・低周波音、施設振動、悪臭、景観並びに関係車両の走行ルー

トにあたる道路沿道の大気汚染評価物質濃度、道路交通騒音及び道路交通振動の測定を実施する。

また、煙突排ガスによる大気汚染評価物質濃度及び道路沿道の大気汚染評価物質の測定期間中に合わせて風向・風速を測定するとともに、道路交通騒音及び道路交通振動測定時に自動車交通量及び走行速度の測定を実施する。

(2) 調査時期

調査時期は、①から③のとおりとし、詳細な実施時期については、別途調整のうえ指示する。

- ① 煙突排ガスによる大気汚染評価物質濃度、施設騒音・低周波音、施設振動、悪臭及び景観については、表2のとおりとする。
- ② 道路沿道の大気汚染評価物質濃度については、表2のとおりとする。
- ③ 道路交通騒音及び道路交通振動については、表2のとおりとする。

(3) 調査地点（別紙1、2を参照）

調査地点は、①～③のとおりとする。

- ① 煙突排ガスによる大気汚染評価物質濃度（別紙1）
 - ア) 荻野小学校付近（最大着地濃度出現地）
 - イ) 池上市民プラザ付近（最大着地濃度出現地第2位）
- ② 施設騒音・低周波音及び施設振動（別紙2）
 - ア) 敷地境界2地点及び周辺住宅地1地点
- ③ 悪臭
 - ア) 敷地境界2地点及び周辺住宅地1地点
- ④ 景観
 - ア) 施設周辺（ハイキングコース上1地点ほか数点）

調査地点は施設周辺のうち、主要な眺望地点及び主要で身近な視点から景観に影響の大きい数点を選択する。

- ⑤ 道路沿道の大気汚染評価物質濃度、道路交通騒音及び道路交通振動
 - ア) 関係車両の通過する沿道の道路境界
- ※ 風向・風速は大気汚染評価物質調査地点に、自動車交通量及び走行速度は道路交通騒音及び道路交通振動調査地点に合せて測定を実施する。なお、詳細な調査地点（測定機器収納庫設置場所等）については、別途調整のうえ指示する。

(4) 調査項目及び調査方法

調査項目及び調査方法は、①～③のとおりとする。

① 煙突排ガスによる大気汚染評価物質濃度等

ア) 二酸化硫黄

紫外線蛍光法(1時間値)、大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年、環境庁告示第25号)に定める方法に準拠する。

イ) 浮遊粒子状物質

ベータ線吸収法(1時間値)、大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年、環境庁告示第25号)に定める方法に準拠する。

ウ) 窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素)

化学発光法(1時間値)、二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年、環境庁告示第38号)に定める方法に準拠する。

エ) 塩化水素

液捕集-イオンクロマトグラフ法(24時間値)、大気汚染物質測定法指針(昭和62年、環境庁告示第25号)に定める方法に準拠する。

オ) ダイオキシン類

ハイボリウムエアサンプラー捕集-GC-MS法(7日間値)、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年、環境庁告示第68号)に定める方法に準拠する。

カ) 風向・風速

毎正時前10分間平均値、観測高度地上4.5m、地上気象観測指針(平成14年、気象庁)に定める方法に準拠する。

また、風向・風速の測定器は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第9条に定められた検定に合格したものをを使用すること。

なお、調査結果については、予測評価書に記載する「季節区分及び昼夜の時間帯区分:P210」、「風向・風速現地調査結果(周辺地点):P213」を参考に取りまとめること。

② 施設騒音・低周波音

環境騒音は、騒音に係る環境基準について(平成10年、環境庁告示第64号)に定める方法に準拠する。

低周波音は、低周波音の測定方法に関するマニュアル(平成12年、環境庁)に準拠する。

③ 施設振動

環境振動は、振動規制法施行規則(昭和51年、総理府令第58号)に定める方法に準拠する。地盤卓越振動数は、道路環境影響評価の技術手法(平成12年、(財)道路環境研究所)に定める方法に準拠する。

④ 悪臭

悪臭については、特定悪臭物質（22 項目）濃度及び臭気指数を対象とし、表 1 のとおり、特定悪臭物質（22 項目）濃度については、「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年、環境庁告示第 9 号）に臭気指数については、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年、環境庁告示第 63 号）に定める方法に準拠する。

表 1 悪臭調査方法

調査項目		測定方法	測定頻度
気象	天気	目視による方法	2日各1回
	気温	アスマン温湿度計による方法	
	湿度	アスマン温湿度計による方法	
	風向	風向風速計（微風・強風共用型）	
	風速	風向風速計（微風・強風共用型）	
特定悪臭物質（22 項目）	アンモニア	液体捕集-吸光光度法	
	メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル	バッグ捕集- ガスクロマトグラフ法	
	トリメチルアミン	液体捕集- ガスクロマトグラフ法	
	アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド	バッグ捕集- ガスクロマトグラフ法	
	イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン	バッグ捕集- ガスクロマトグラフ法	
	プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	捕集管捕集- ガスクロマトグラフ法	
臭気指数		三点比較式臭袋法	

⑤ 景観

景観は、主要な眺望地点及び身近な視点から写真撮影を行い、展望状況を把握する。

⑥ 道路沿道の大気汚染評価物質濃度等

ア) 浮遊粒子状物質

ベータ線吸収法（1 時間値）、大気汚染に係る環境基準について（昭和 48 年、環境庁告示第 25 号）に定める方法に準拠する。

イ) 窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素）

化学発光法（1時間値）、二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年、環境庁告示第38号）に定める方法に準拠する。

ウ) 風向・風速

毎正時前10分間平均値、観測高度地上4.5m、地上気象観測指針（平成14年、気象庁）に定める方法に準拠する。

また、風向・風速の測定器は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第9条に定められた検定に合格したものを使用すること。

⑦ 道路交通騒音及び道路交通振動等

ア) 道路交通騒音

等価騒音レベル、騒音に係る環境基準について（平成10年、環境庁告示第64号）に定める方法に準拠する。

イ) 道路交通振動

振動レベル（L₁₀、L₅₀、L₉₀）、振動規制法施行規則（昭和51年、総理府令第58号）に定める方法に準拠する。

ウ) 自動車交通量

通過する車両を車種別（大型貨物、バス、清掃車（市直轄）、清掃車（民間）、小型貨物、乗用車）及び方向別にカウンターにより計測調査する。

エ) 走行速度

一定区間をストップウォッチで計測し計算により求める。

(5) 事後調査の結果の検証方法

事後調査報告書の作成において、事後調査の結果と予測評価書における予測の結果を比較し検証を行うこと。

また、事後調査の結果が、予測評価書における予測の結果と異なった場合には、その原因を考察し、さらに著しくかい離し環境への影響が大きい場合には、対象事業の工事の実施状況、環境保全対策の実施状況等を踏まえ、その原因を解析するとともに必要に応じて新たな環境保全対策を検討すること。

なお、調査期間中の工事及び環境保全対策の実施状況については、本市から情報提供する。

(6) 事後調査報告書の作成

事後調査報告書の作成にあたっては、予測評価書の内容を十分に把握し予測評価書の表現等を継承又は反映すること。

事後調査報告書の作成は、神奈川県環境影響評価担当部署の指導により実施するため、県担当部署（県庁）との打ち合わせに参加（2回程度）し、適切に対応する

こと。

事後調査報告書は、別途、甲が実施する植物調査の結果（甲から乙へ電子データとして提供）と合わせ事後調査報告書を作成すること。

事後調査報告書は、製本（A4判くるみ製本、表紙（レザック 66 ミント 46 判 175kg）、カラー刷り）し、120部作成すること。

7 測定機器収納庫の設置等

乙は調査場所に大気汚染測定機器を収納できる収納庫を設置すること。

なお、大気汚染測定機器を収納できる収納庫の設置場所の占用許可等については甲が行う。

その他、測定を実施するための機器、機材の確保は乙が行い、測定に必要な手続き、電力の確保（電力の確保は、原則として仮設電気とし、仮設電気の設置、手続き、使用料等の負担は乙が行う。）については乙が実施すること。

8 留意事項

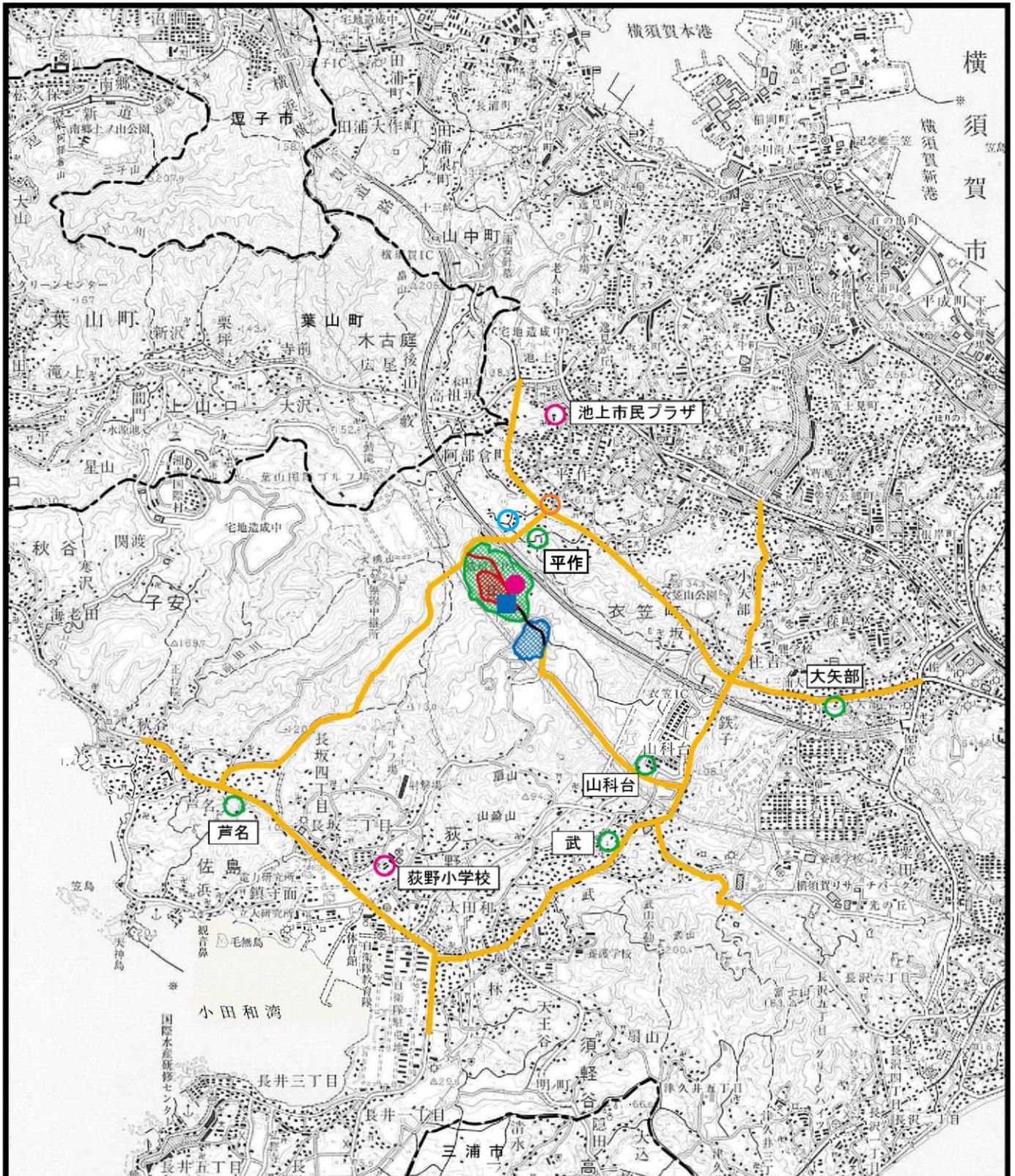
- (1) 乙は、事後調査に先立ち、事後調査計画書を作成し、提出すること。
- (2) 乙は、委託業務期間中に甲が求めた場合又は乙が必要とする場合は打合せを行いその打合せの内容を議事録としてまとめ提出すること。
- (3) 作成された成果品は、すべて本市に帰属し、乙は本市の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (4) 乙は、業務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (5) 紙媒体で作成した成果品は、CD等の電子媒体でも提出すること。

9 その他

- (1) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び本仕様書に明記のない事項については、甲乙双方、協議により解決するものとする。

表2 供用開始後（工事完了後を含む）における事後調査計画

評価項目	調査事項	調査地点等	調査時点	調査実施 予定時期	備考
①大気汚染	関係車両の走行に伴う大気汚染評価物質濃度（浮遊粒子状物質、窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素））	関係車両の通過する沿道の道路境界	施設の稼働が定常の状態となる時期の1年間のうち1季1週間	令和2年5月	事後調査報告書（第7回）
②騒音	関係車両の走行に伴う道路交通騒音レベル及び自動車交通量	関係車両の通過する沿道の道路境界	施設の稼働が定常の状態となる時期の1日のうち関係車両の走行時間帯	令和2年5月	事後調査報告書（第7回）
③振動	関係車両の走行に伴う道路交通振動レベル	関係車両の通過する沿道の道路境界	施設の稼働が定常の状態となる時期の1日のうち関係車両の走行時間帯	令和2年5月	事後調査報告書（第7回）
④大気汚染	廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突排ガスによる大気汚染評価物質濃度（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素）、ダイオキシン類及び塩化水素）	予測範囲内の最大着地濃度出現地付近他	施設の稼働が定常の状態となる時期の1年間のうち4季各1週間	令和2年5月 令和2年9月 令和2年12月 令和3年2月	事後調査報告書（第7回）
⑤騒音 低周波音	廃棄物処理施設の稼働に伴う工場騒音レベル及び低周波音の音圧レベル	敷地境界及び周辺住宅地	施設の稼働が定常の状態となる時期の1日間	令和2年5月	事後調査報告書（第7回）
⑥振動	廃棄物処理施設の稼働に伴う工場振動レベル	敷地境界及び周辺住宅地	施設の稼働が定常の状態となる時期の1日間	令和2年5月	事後調査報告書（第7回）
⑦悪臭	廃棄物処理施設の稼働に伴う悪臭の影響	敷地境界及び周辺住宅地	施設の稼働が定常の状態となる時期で影響が最大となる時期の施設稼働時1日間、休炉時1日間	令和2年5月 （運転時及び休炉時）	事後調査報告書（第7回）
⑧景観	廃棄物処理施設の存在に伴う景観への影響	施設周辺	供用開始後	令和2年5月	事後調査報告書（第7回）



凡例

: 廃棄物処理施設
(宅地の造成を含む)

: 宅地の造成
(残置森林(最大範囲))

: 発生土処分場

: 市町界

: 環境大気(実施区域内)
調査地点

: 環境大気(周辺地域)
及び地上気象調査地点

: 地上気象調査地点

: 道路沿道(大気汚染、騒音振動、
自動車交通量、走行速度)調査地点

: 関係車両主要
走行ルート

: 騒音、低周波音
振動、悪臭

: 景観調査

: 新設搬入道路

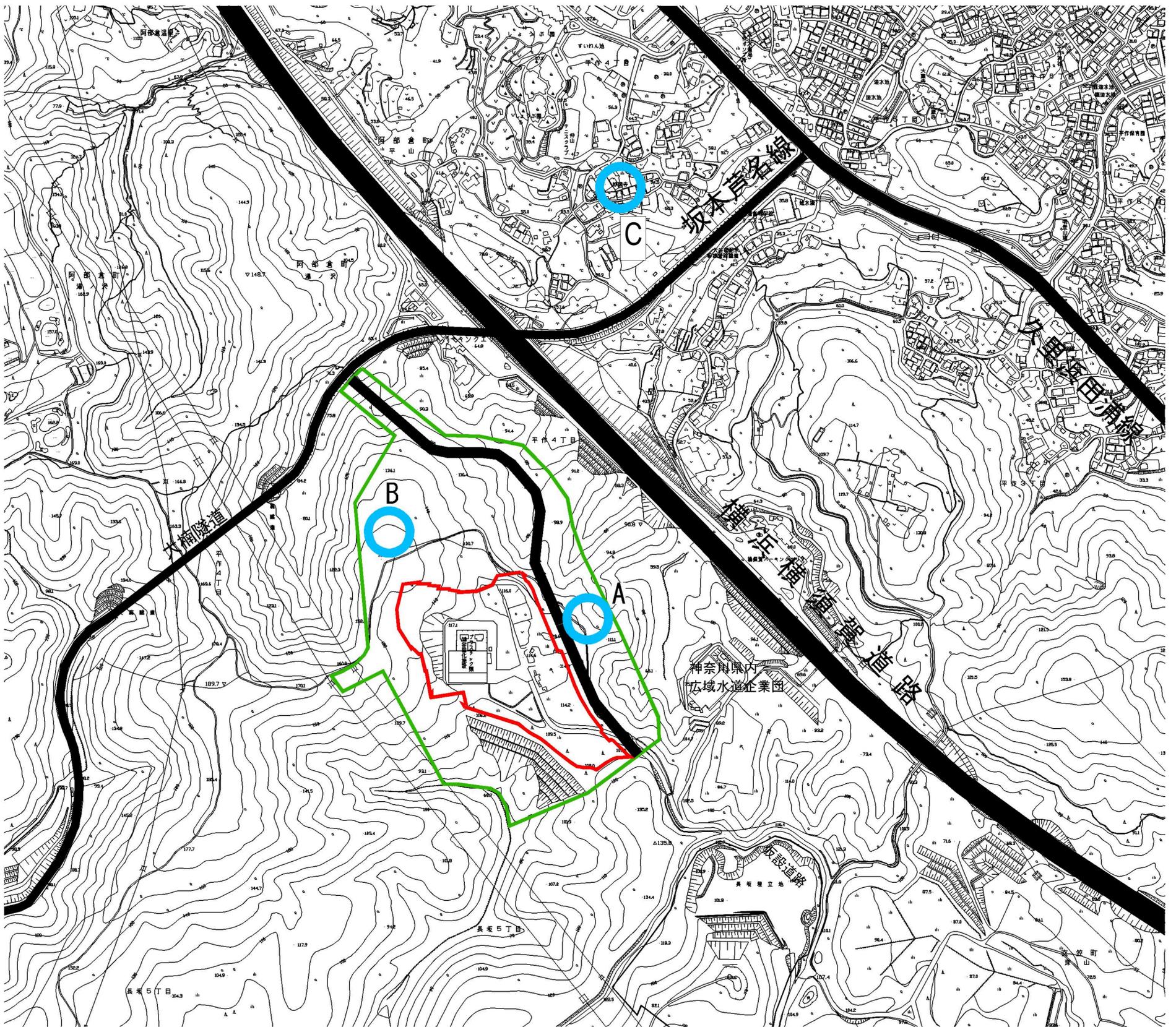
: 既設改修道路



0 500 1000 2000m

調査地点

注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。



凡例

 : 騒音、低周波音、振動、悪臭